

第2号様式（第6－1）

会議開催結果

1 会議の名称	平成29年度第1回富津市情報公開・個人情報保護審査会
2 開催日時	平成29年10月25日（水） 13時55分～15時02分
3 開催場所	富津市役所502会議室
4 審議等事項	<p>1 議題</p> <p>（1）会長の互選について</p> <p>（2）会長職務代理者の指名について</p> <p>2 報告</p> <p>（1）平成28年度富津市情報公開・個人情報保護制度運用状況について</p> <p>（2）マイナンバー制度と特定個人情報保護評価の現状について</p> <p>3 その他</p>
5 出席者名	<p>〔会 長〕 平野照和</p> <p>〔委 員〕 山田次郎、平野順子、小川雅義</p> <p>〔市 長〕 高橋恭市</p> <p>〔事務局〕 白石総務部長、前田総務課長 秦野課長補佐、養田副主査、山口主事</p> <p>〔経営改革推進課〕 池本総務部参与、三田主査 鈴木副主査</p>
6 公開又は非公開の別	公開 ・ 一部非公開 ・ 非公開
7 非公開の理由	(理由)
8 傍聴人数	0人（定員5人）
9 所管課	総務部総務課行政係 電話 0439（80）1209

富津市情報公開・個人情報保護審査会会議録

発言者	発言内容
<p>秦野補佐</p>	<p>開会（13：55）</p> <p>それでは、只今から平成29年度第1回富津市情報公開・個人情報保護審査会を始めさせていただきます。</p> <p>私、総務課の秦野と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の出席委員は4名であり、審査会規則第2条第2項の規定の定足数に達しておりますので、会議を開くことができます。</p> <p>なお、お手元の席次表のとおり、執行部側からは高橋市長のほか、当審査会の庶務を務めます白石総務部長以下総務課の職員、また、マイナンバーに関する事務の所管をしております、池本総務部参与以下経営改革推進課の職員が出席しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、高橋市長から挨拶を申し上げます。</p>
<p>高橋市長</p>	<p>（高橋市長挨拶）</p>
<p>秦野補佐</p>	<p>高橋市長は所要のため、ここで退席させていただきます。</p> <p>（高橋市長退席）</p> <p>なお、本日の会議は、不開示情報は含まれておりませんので、情報公開条例第23条及び審査会条例第11条の規定により、会議を公開し、その会議録を閲覧に供することとしております。</p> <p>会議の公開につきましては、市のホームページや行政資料コーナーにおいて、事前に周知いたしましたところ、本日、傍聴人はございません。</p> <p>また、会議録作成のため、会議を録音しますことを、御了承ください。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。</p> <p>当審査会は、審査会規則第2条第1項の規定により会長が議長となり、進行することになっておりますが、本日の会議は、任期満了後の初の会議となり会長が不在となっております。</p> <p>このため、会長が互選されるまでの間、私の方で議事の進行を務めますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>議題(1)の「会長の互選について」ですが、今回、委員の任期満了により新たに会長を互選していただくわけでございますが、議題用資</p>

	<p>料の2ページをお開き下さい。</p> <p>審査会条例の抜粋でございます。</p> <p>審査会条例第6条第1項の規定により会長は委員の互選により定めることになっておりますので、自己推薦又は委員の皆様から推薦をお願いします。</p>
小川委員	はい。
秦野補佐	はい、小川委員。
小川委員	平野照和委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか？
秦野補佐	只今、平野照和委員を会長にとの推薦がありましたが、皆様いかがでしょうか？
各委員	異議なし
秦野補佐	平野照和委員、お引き受けいただけますでしょうか？
平野照和委員	わかりました。
秦野補佐	<p>ありがとうございます。</p> <p>会長には平野照和委員が当選されました。当選されました平野委員は、会長席に移動をお願いします。</p> <p>(平野照和委員会長席に移動)</p> <p>ここで、平野会長より就任のごあいさつを頂戴いたします。</p>
平野会長	(会長挨拶)
秦野補佐	ありがとうございました。それでは、審査会規則第2条の規定により会長が議長となりますので、以後の議事進行をお願いします。
平野会長	<p>それではこれより議事進行を務めさせていただきますので御協力よろしくをお願いします。</p> <p>議題(2)会長職務代理者の指名ですが、審査会条例第6条第3項の規定により、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理するこ</p>

	<p>ととなっておりますので、私から指名させていただきます。</p> <p>会長職務代理者に、山田次郎委員を指名いたします。山田委員よろしいでしょうか？</p>
山田委員	<p>わかりました。</p>
平野会長	<p>了承が得られましたので、山田委員を会長職務代理者に決定いたします。よろしく申し上げます。</p> <p>次に、4の会議録署名委員の指名についてですが、審査会規則第2条第5項の規定により、会長及び会長の指名する委員1名が署名することになっていきますので、会議録署名委員に平野順子委員を指名いたします。平野委員よろしいでしょうか？</p>
平野委員	<p>わかりました。</p>
平野会長	<p>よろしくご願ひいたします。</p> <p>それでは、次に5の報告に入ります。</p> <p>(1) 平成28年度富津市情報公開・個人情報保護制度運用状況について、事務局に説明を求めます。</p>
秦野補佐	<p>(平成28年度富津市情報公開・個人情報保護制度運用状況について報告用資料1により説明)</p> <p>【説明の要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度の行政文書の開示請求件数は22件（うち全部開示10件、部分開示11件、不開示1件）※内訳は報告用資料2ページから7ページまでに記載 ・昨年度の会議の公開について、会議総数は176件（うち公開した会議が61件、うち傍聴人のあった会議が15件、非公開の会議が115件）傍聴人の延べ人数は78人 ・昨年度の個人情報の開示請求件数は4件（うち全部開示2件、不存在2件） ・実施機関別の個人情報取扱事務の届出状況について、平成27年度末が合計394件で、平成28年度中に新規が10件、変更が32件、廃止が1件あり、平成28年度末が合計403件 <p>※内訳は、報告用資料10ページから15ページまでに記載</p>
平野会長 平野委員	<p>説明は終わりました。質疑がありましたらお願いします。</p> <p>はい。</p>

平野会長	はい、どうぞ、平野委員。
平野委員	<p>はい。2点ご質問します。まず1点目ですけれども、不開示が1件ということですが、これはどういったことで不開示になったのでしょうか？</p> <p>2点目は、会議の公開で傍聴人のあった会議が15件ということで、あくまでも傾向を知りたいということなのですが、毎年度同じような会議に傍聴人がいるのか、そうではないのか。前年度の傾向ですと、経営改革会議等の新しい会議があると、やはり傍聴人が多くなると思いますが、内容の傾向を教えてくださいたいです。</p>
秦野補佐	<p>はい。まず1点目のご質問の不開示の1件についてですが、請求の内容が、ある特定の個人についての請求であったことから、不開示としております。</p> <p>2点目の会議の傍聴人については、平成28年度の会議の傍聴があったものについては、富津市創生会議、富津市地域公共交通会議、富津市経営改革会議、富津市子ども・子育て会議、富津市介護保険運営協議会、富津市環境審議会、富津市都市計画審議会、富津市学校給食運営委員会ですが、ほとんどの傍聴が富津市創生会議と富津市公共交通会議、富津市経営改革会議となっております。</p>
平野委員	同じ傾向なのですね、わかりました。
平野会長	<p>他に質問はございますか？</p> <p>ほかに質疑も無いようですので、次の報告に入ります。</p> <p>(2) マイナンバー制度と特定個人情報保護評価の現状について、所管課に説明を求めます。</p>
池本参与	<p>(マイナンバー制度と特定個人情報保護評価の現状について報告用資料2及び資料3により説明)</p> <p>【説明の要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバー制度は「公平・公正な社会の実現」「行政の効率化」「国民の利便性の向上」を目的とした社会基盤であり、制度の概要説明として、①番号利用の仕組み②マイナンバーカード③マイナンバーの3点について説明する。 <p>① 番号利用の仕組みについて（資料2の3～9ページ参照）</p> <p>マイナンバーは社会保障・税・災害対策分野の事務の手續において</p>

利用されるものであり、具体的な利用としては、児童扶養手当や健康保険に係る申請、税の確定申告などの手続きにおいて利用される。スケジュールについては、2017年7月から情報連携の試行運用が開始され、現在、事務手続きの見直しも含めて検討しており、2017年秋頃から情報連携の本格運用が開始される予定である。

② マイナポータルについて（資料2の25、26ページ参照）

マイナポータルは、マイナンバーに関係する行政機関間での自分の情報のやりとりや情報の確認ができる個人用のサイトであり、自分の情報がどのようにやりとりされているかを監視することのできるものである。今後のスケジュールについては、こちらも2017年秋ごろから本格運用が開始される予定である。

③ マイナンバーカードについて（資料2の19～23ページ参照）

マイナンバーカードはプラスチック製のカードで、裏面に12桁のマイナンバーが記載されているが、ICチップを搭載しており、この空き領域部分については民間事業者の利用も含め、様々な用途に利用することが可能である。

なお、このICチップにはプライバシー性の高い個人情報記録されていないものである。

次に、マイナンバー制度の安全対策について、①制度面における保護措置②システム面による保護措置の2点を説明する。（資料2の11～17ページ参照）

① 制度面における保護措置

制度面の保護措置としては、マイナンバー取得の際に併せて本人確認も実施すること、個人情報保護委員会による監視・監督が行われていること、特定個人情報ファイルを保有する際には特定個人情報保護評価の実施が必要であること、違反者への罰則の強化等が法に規定されているところである。

② システム面における保護措置

システム面の保護措置としては、個人情報を特定の機関に集約し管理する一元管理ではなく、従来どおり各行政機関等が個人情報を保有する分散管理を実施していること、連携の際に個人番号を直接に用いず、符号を用いた連携としていること、アクセス制御によりアクセスが可能な人の制限を実施していること等の措置を実施している。

これらの保護措置のうち、特定個人情報保護評価については、特定個人情報ファイルを保有する前に、ファイルが扱う人数や取扱者数、過去に重大事故が発生したか否かにより算定される「しきい値」により、基礎項目評価、重点項目評価、全項目評価のいずれかの実施が必要となるところであるが、本市においてはこれらの基準から基礎項目

	<p>評価を実施しているものである。具体的には、資料3に記載されている特定個人情報ファイルを取り扱う事務のうち、評価書番号欄に記載がある事務である。具体的な評価書については、資料3の一覧表の次ページ以降に記載があるが、項目としては評価書番号、評価書名、個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言、評価実施機関名、公表日があり、Ⅰの関連情報において事務の名称や概要、システムの名称、法令上の根拠等が記載されており、Ⅱ及びⅢにおいて先ほどの「しきい値」の判断項目と結果が、最後に変更をした場合の変更日や変更項目が記載されるようになっているものである。</p>
平野会長	<p>説明は終わりました。質疑がありましたらお願いします。 私から質問ではないのですが、資料についてももう少し文字を大きくしていただきたいのですが。また、インターネットに出ているということはカラーになっているかと思しますので、カラーのほうが見やすいかと思えます。</p>
池本参与	<p>はい、以後気をつけます。</p>
平野委員	<p>はい。</p>
平野会長	<p>はい、平野委員。</p>
平野委員	<p>はい。説明を聞いていて段々と頭が混乱してきて、大きな流れは頭に入れてきたのですが、専門的な細かいことというのは正直なところ読んでもわかりません。細かいところをやってくれている担当の方に敬意を表したいと思うのですが、単純な質問をさせてください。 資料2の11ページですが、システム面における保護措置というところで、アクセス制限によりアクセスできる人の制限、管理を担当の人が手をかざすといった手法でしているということを知り取ったのですが、それで実際にアクセスできる人がどのような制限や管理で何人いて、それを本当に例えば課、部の長の方が毎日、あるいは週や月に一回きちんと具体的に間違いがないか点検されているのでしょうか？ 言葉でいうと非常にきれいで、私も理解したように思っているのですが、マイナンバーに限らずに何でもそうなのですけど、そういった言葉ではちゃんとやっているんだなと思っても、実際に色々な点でやはり間違いが起こることもあるわけで、また、任された方もたくさんのお仕事を担ってらっしゃる中で、確認がもれてしまうような事はないのか、上司の方も具体的に点検していくようなシステムになってい</p>

池本参与	<p>るのかというところを、もう少し細かく教えていただきたいです。</p> <p>2点目は、実際にマイナンバーカードを取得した方の割合というか、そういった状況、それから実際の利用状況と問題点を教えていただきたいです。</p> <p>はい。まず1点目ですが、アクセス制限によって指定されている人数ですが、今手元に資料がないので具体的な人数は申し上げられないのですが、具体的な措置としましては、事務系と呼んでいる庁内の普段の仕事で使うパソコンと、こういった個人情報を扱うパソコンを業務系と呼んでいるのですが、事務系と呼ばれる普段の業務で使うパソコンと切り分けて使っています。系統が別系統となっておりますので、事務系と業務系の間で直接ネットワーク上でのやり取りをすることはできなくなっているということがまずあります。</p> <p>それから、事務を取り扱う人の指定ですが、マイナンバー事務を扱う担当部署から、経営改革推進課のほうにアカウントの申請というもの、業務系のパソコンにアクセスするためのアカウントIDとパスワードを付与してください、という申請が上がってきます。その時にその担当者が取り扱う事務は何かということも含めて、事務の一覧表の中にチェックマークをつけたもので、所属として申請を上げていただきます。それに基づいて、経営改革推進課で与えられた担当者に対して、システム上、申請のあった権限だけをアクセスできるよう許可を付与していく形になりますので、申請があった項目以外に担当者がパソコンを立ち上げて入ろうとしても扱えない、機械上の制限がかかっています。</p> <p>つまり、アクセス制限の申請の際にそういった縛りをかけていることが一つと、権限を付与された人間がアクセスしようとした際に、先ほど申し上げたように、全ての業務系のパソコンに静脈認証をするためのセンサーを別でつけております、そして担当者の静脈のデータというのも私共の課のほうにその担当者に直接来てもらって、私共の課の職員で静脈のデータを登録しています。登録したデータと照合しないと、担当者が手をいくらかざしてもパソコンが立ち上がらない仕組みとなっています。</p> <p>あと、監督という部分についてですが、先ほど申し上げたように所属としてアクセス権限の申請をしていることから、そこは所属長が責任をもって監督をお願いしている点と、庁内の監査として、我々の課が監査を行う体制としております。</p> <p>次に富津市におけるマイナンバーカードの普及についてですが、9月末現在のカードの申請者数は5,106件となっており、人口にお</p>
------	---

	<p>ける率自体は高くないという理解です。どこの団体もだいたい10%を切るくらいの普及率になっており、15%くらいありますと高いということで事例を紹介されるような状況となっております。</p> <p>マイナンバー制度の問題点についてですが、先ほどご説明しましたマイナポータル及びマイナンバーカードのICチップの利用については、そもそもマイナンバーカード持っている人が享受できるメリットであり、マイナンバーカードがないと享受できない、そういった点が制度上の問題点なのかなと感じております。</p> <p>マイナンバーカードを所管する市民課でちょっと話を聞いた際には、カードの申請をして、市に届いたとご案内したところ、やっぱりいらないと言われて受け取っていただけない事案もあるとのことでした。この点、マイナンバーカードに対する不安感というものも普及につながっていかない要因なのかなとも感じております。</p>
平野委員	その問題点について、市で対策はとられているのですか？
池本参与	<p>外に向けて大きく謳えるようなものは出来ていないのが現状です。実施していることとしては、カードの申請方法の広報ですとか、富津市独自ではありませんが、国からマイナポータルの体験のためのタブレットの貸与がありましたので、それを窓口を設置し、体験してもらおうというようなことをしております、そこからマイナンバーカードの申請も可能ですので、そういったところで普及させていきたいと考えております。</p> <p>ただ、申請自体に手間と時間がかかる点がありまして、窓口業務と並行してやるとなると窓口業務にも支障が出てしまうことになりかねず、また、パソコンだけではなくカードリーダーも設備として必要となるため、費用もかかることとなります。</p> <p>国ではスマートフォンのアプリを開発しているという話もありますが、国ぐるみでどう普及していくかを模索している最中であるという認識でおります。</p>
平野委員	わかりました。
山田委員	よろしいですか？
平野会長	どうぞ山田委員。
山田委員	平野委員も言われましたが、なかなか細かいところはわからないと

池本参与	<p>いこうのを感じます。ただ、システムも人間も間違いは起こるもの、絶対というものはない、という認識でやっているのか？という点をお伺いしたいと思います。</p> <p>山田委員のご指摘のとおりであると思います。今回、7月からの試行期間に向け、関係課を集めて注意点や操作等に関して庁内研修を実施したところでは、その中で、もし何らかの理由でデータ連携がうまくいかないという事態が発生した場合は、システム上、エラーとなりますので、顛末を報告する仕組みとなる点も周知いたしました。データ連携となれば当然相手方もいる話になりますので、エラーについては最後まで責任をもってやる必要があると考えます。</p> <p>また、人事異動もありますので、今後も定期的な研修が必要と考えています。</p>
山田委員	わかりました。
平野会長	エラーが起きた場合の顛末書はどこに報告するのですか？
池本参与	先ほどご説明しました個人情報保護委員会です。
平野会長	データ連携のやりとりの記録は何年間くらい残るのですか？
池本参与	法定で7年となっています。システム上自動的に消去されるのかはちょっと確認しておりません。
平野会長	<p>わかりました。他にご質問はありますか？</p> <p>それでは質疑もないようですので、これで報告は終わります。続きまして、その他に入ります。何かございますか？</p> <p>特に無いようですので、以上で本日の議事は全て終了しました。ここで議長の任を解かせていただき、事務局にお返しします。</p>
秦野補佐	<p>平野会長ありがとうございました。以上をもちまして、本日の富津市情報公開・個人情報保護審査会を終了します。</p> <p>お疲れ様でございました。</p> <p>(閉会 15 : 02)</p>